

令和5年度 地域密着型プロスポーツ応援イベント助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛F C、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス及びF C今治のゲーム（以下「各球団のゲーム」という。）において応援イベントを行う市町（以下「イベント実施者」という。）に対し、地域密着型プロスポーツ応援イベント助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、各球団のゲームを一層盛り上げるとともに、より多くの県民がイベントへの参加を通じて各球団への関心を高めていくことを目的とする。

(助成金の交付対象イベント及び交付対象者等)

第2条 助成金の交付対象イベントは、各球団のゲームにおいて、自主的に企画、実施されるイベントであり、当該イベントの実施により、各球団のゲームを盛り上げるとともに、来場促進につながる効果があると見込まれるものを見込んで対象とする。

2 助成金の交付対象イベント、交付対象者、対象経費及び交付上限額は、別表に掲げるものとし、原則として、1市町につき、別表「交付対象イベント」欄に掲げるイベントに対し、各2件（会長が適当と認める場合は各3件）を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントについては、交付対象としない。

- (1) イベントそのものが営利を目的としているもの
- (2) その他ゲームの盛上げ効果や来場促進効果を見込むことができないなど、愛媛県プロスポーツ地域振興協議会（以下「協議会」という。）が助成する必要性が乏しいもの。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするイベント実施者は、助成金交付申請書（様式第1号）をイベント開催日の原則として7日前までに、協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

ただし、この要綱の施行前に行った助成対象事業等会長がやむを得ない事情と認める場合については、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第4条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、イベント実施者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第5条 イベント実施者は、やむを得ない事情によりイベントを中止し、又は変更するときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 イベント実施者は、事業が完了したときは、完了後30日以内に助成金実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

ただし、この要綱の施行前に行った助成対象事業等会長がやむを得ない事情と認める場合については、この限りでない。

(助成金の支払)

第7条 会長は、前条の助成金実績報告書及び助成金請求書を審査のうえ適當と認めたときは、助成金請求書を受理した月の翌月末までに、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、イベント実施者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(助成の期間)

第9条 助成の期間は、令和5年4月1日から助成金の交付額が当該年度の予算額に達するまでの期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象イベント	交付対象者	対象経費	交付上限額	備考
愛媛F C市町応援バス	県内市町	愛媛F Cのゲームにおいて、市町が実施する地元市町からの応援バス運行	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	
愛媛マンダリンパイレーツ市町応援バス	県内市町	愛媛マンダリンパイレーツのゲームにおいて、市町が実施する地元市町からの応援バス運行	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	・市町とは、市町協議会も含む。 ・応援バスとは、マイクロバス及びジャンボタクシーも含む。 ・応援バス運行経費助成には、人件費は含まれない。ただし、運転手等を含んだバス借上の場合はこの限りでない。
愛媛オレンジバイキングス市町応援バス	県内市町	愛媛オレンジバイキンガスのゲームにおいて、市町が実施する地元市町からの応援バスの運行	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	・1市町につき、「交付対象イベント」欄に掲げるイベントに対し、各2件（会長が適當と認める場合は各3件）を上限とする。
F C今治市町応援バス	県内市町	F C今治のゲームにおいて、市町が実施する地元市町からの応援バス運行	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	
愛媛F C市町イベント	県内市町	愛媛F Cのゲームにおいて、市町が実施する試合を盛り上げるイベントの開催	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	
愛媛マンダリンパイレーツ市町イベント	県内市町	愛媛マンダリンパイレーツのゲームにおいて、市町が実施する試合を盛り上げるイベントの開催	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	・市町とは、市町協議会も含む。 ・1市町につき、「交付対象イベント」欄に掲げるイベントに対し、各2件（会長が適當と認める場合は各3件）を上限とする。 ・対象経費には、イベント実施にあたり必要なチラシ作成等の経費も含む。
愛媛オレンジバイキングス市町イベント	県内市町	愛媛オレンジバイキンガスのゲームにおいて、市町が実施する試合を盛り上げるイベントの開催	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	
F C今治市町イベント	県内市町	F C今治のゲームにおいて、市町が実施する試合を盛り上げるイベントの開催	・対象経費の 1/2以内 ・5万円を上限	